

第1章 はじめに

公共施設再編事業の趣旨

日野市（以下、本市）では、公共施設における老朽化の進行、今後の利用需要の変化、迫りくる維持管理の限界という大きな課題への方策のひとつとして、「日野市公共施設等総合管理計画（改訂版）」に掲げた、施設総量を縮減しつつも公共サービスは充実させていく「縮充」の発想を取り入れながら、新たに公共施設の再編事業に取り組み、100年後も、もっと魅力あるまちであり続けられるよう、公共施設を未来の市民への負担として残すのではなく、地域の魅力につながる新しい施設に生まれ変わらせることを目指していきます。

日野本町地区公共施設再編基本構想の目的

令和5年（2023年）3月にとりまとめを行った「日野市公共施設再編モデル基礎検討資料」において、再編検討の優先順位が最も高い評価となった日野第一小学校周辺エリア（以下、日野本町地区）の取り組みを、本市の公共施設再編のパイロットプロジェクトと位置付け、公共施設の再編検討に取り組んでいくとしています。

「日野本町地区公共施設再編基本構想」（以下、本構想）は、日野本町地区における公共施設再編事業（以下、本事業）の推進を図るため、令和6年（2024年）3月にとりまとめを行った「日野本町周辺地区公共施設複合化・多機能化検討業務報告書」の結果等を精査したうえで、多様な市民意見等をきめ細かく聴き取りながら、「施設総量の縮減」と「公共サービスの充実」を両立していくためのサービス提供のあり方等を明確化することを目的に策定するものです。

第2章 対象地・再編検討対象施設の現況及び課題

再編検討対象施設

本事業の再編検討対象施設は、日野本町地区内に立地する建築系公共施設8施設とします。

本構想においては、甲州街道より北側をまとめて集約拠点Ⅰ、南側をまとめて集約拠点Ⅱと呼び、敷地A～Eを右図のとおり定義します。



公共施設再編にあたっての課題

①まちづくりの位置付けについて

- ・日野市の玄関口として、日野宿本陣と公益施設を活かし、歴史的な街並みの保全等に配慮し、甲州街道のにぎわいや回遊性の創出が望めます。
- ・公共施設の再編・更新により、安心して心地よく過ごすことができるような都市機能の充実、人と人とがふれあい交流できる場として地区を育てることが望めます。

②敷地について

- ・敷地Aについては、建築物の用途や建て方のルール等、厳しい法規制に従った中での検討が求められます。
- ・敷地Dについては、日野第一小学校の建替えの際に、埋蔵文化財包蔵地を考慮した調整等が必要です。
- ・集約拠点Ⅰ及びⅡについては、浸水対策について十分に検討する必要があります。

③建物について

- ・対象施設の中には耐用年数を経過している施設や、建物の構造躯体の健全性が低下している施設があるため、改築を含めた老朽化・耐震対策が必要です。
- ・対象施設の中にはエレベーター等の設置がなく、バリアフリー化が進んでいない施設もあるため、だれもが利用しやすい施設とする必要があります。
- ・ひの児童館については、現行の設置基準等へ適合させる必要があります。

④利用状況について

- ・対象施設の中には、稼働率の低い諸室があるため、各施設の利用状況を踏まえた諸室数や面積の設定に加えて、新たなニーズを踏まえた諸室構成を検討する必要があります。
- ・施設ごとに貸室等の予約の仕組みが異なるため、利用者の利便性向上に向けた仕組みの改善が必要です。
- ・すべての施設において、日常的に多くの利用があるため、事業期間中に必要なサービスの提供が停止することによる利用者への影響が懸念されます。

(1) 「縮充」の実現

- ① 「縮」：施設や機能の合理化によるコンパクトな施設づくり
- ② 「充」：複合化や自由度の高い空間づくりによるサービスの向上
- ③ 行政のマネジメント改善：運用の効率化や高水準のサービス提供による「縮充」の具現化

(2) だれもが使いやすい施設

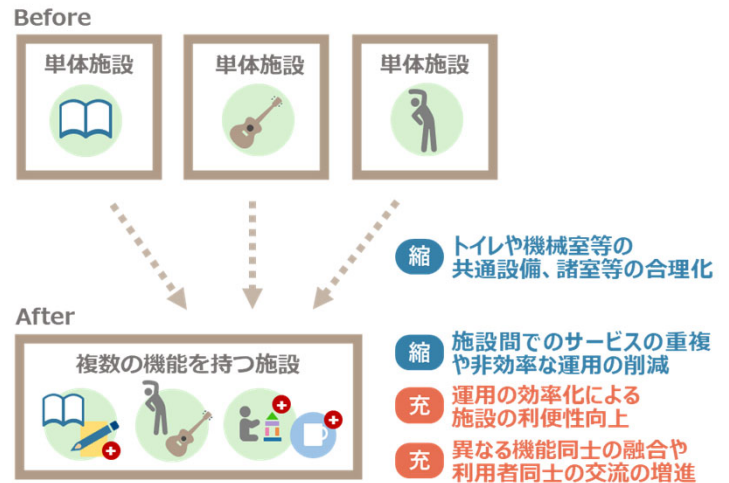
- ① ユニバーサルデザインやインクルーシブデザインの考え方に基づいて検討します
- ② 多様な世代の利用促進につながる施策を検討します
- ③ 交通アクセスの利便性向上を検討します

(3) 必要な機能を備えた、質の高い建築

- ① 災害に強い施設となるように配慮します
- ② 省エネルギー・環境負荷低減に配慮された施設となるように配慮します
- ③ 周辺環境との調和について配慮します
- ④ 時代の変化への対応について配慮します

(4) 円滑な事業の実施

- ① 事業用地はすべて市有地とし現状の法規制に従い、事業の確実な実現につなげます
- ② スムーズな施設更新ができるように、建築計画や移転順序等を工夫します
- ③ 民間活力の活用による最適な事業手法の選択を検討します



第4章 日野本町地区公共施設再編事業の概要

日野本町地区公共施設再編事業の全体像

本事業は、集約拠点Ⅰ・Ⅱで行われる施設整備と管理運営を一体的に捉え、総合的なマネジメントを行っていく取り組み（事業）を総称するものです。

		整備・活用の方向性	運用の方向性
集約拠点Ⅰ	中央公民館	・複合公共施設（以下、複合施設）として改築（建替え）	・2つの集約拠点全体で効率的な機能分担を検討
	中央福祉センター		
集約拠点Ⅱ	ひの児童館	・単独での改築（建替え）	
	日野図書館		
	日野宿交流館		
	日野第一小学校		
集約拠点Ⅱ	生活・保健センター	・建物を維持管理 (当面、改築はしない)	
	旧・休日準夜診療所		

サービス提供の考え方とコンセプト

本事業の検討にあたり、再編検討対象施設において、現在どのようなサービスが提供されているかについて「棚卸し」を行った結果、サービスを次の3種類に分類し、再編後のサービス提供の考え方を整理しました。

① 専門サービス（専門性が高く個別での提供が望ましいサービス）

⇒引き続き各施設の専門サービスとして提供します。

また、貸館中心のサービスの中でも、公民館のように社会教育の場として確保されるべきものについては、引き続き専門サービスとして提供します。

② 貸館サービス（利用者に施設を貸し出すことを目的とするサービス）

⇒対象施設間でサービスが重複していることから、複合施設化により機能・諸室を統合することができます。

③ 魅力向上サービス（貸館を除いて利用者の活動や交流促進を支援するサービス）

⇒交流や学習を目的とするもの等に、対象施設間でのサービスの重複が見られます。このうち、児童館や図書館で提供されている学習（自習）支援については、各対象施設の本来の目的からやや逸脱したところにあるため、個々の対象施設でニーズに積極的に対応できないという課題があります。

また、公民館での保育サービス等、他の施設の利用者にも利用を拡大することで、サービスの充実を図れるものもあります。

②貸館サービスと③魅力向上サービスは、日野本町地区の公共施設利用者が共通して利用できる「**共用サービス**」と位置付けることで、サービスや諸室の統合による「縮」と利用の幅が広がるなどのサービス向上による「充」を両立することができます。



本事業ではサービスを「専門サービス」と「共用サービス」の2種類に大別し、以下のような考え方で提供します。

専門サービス

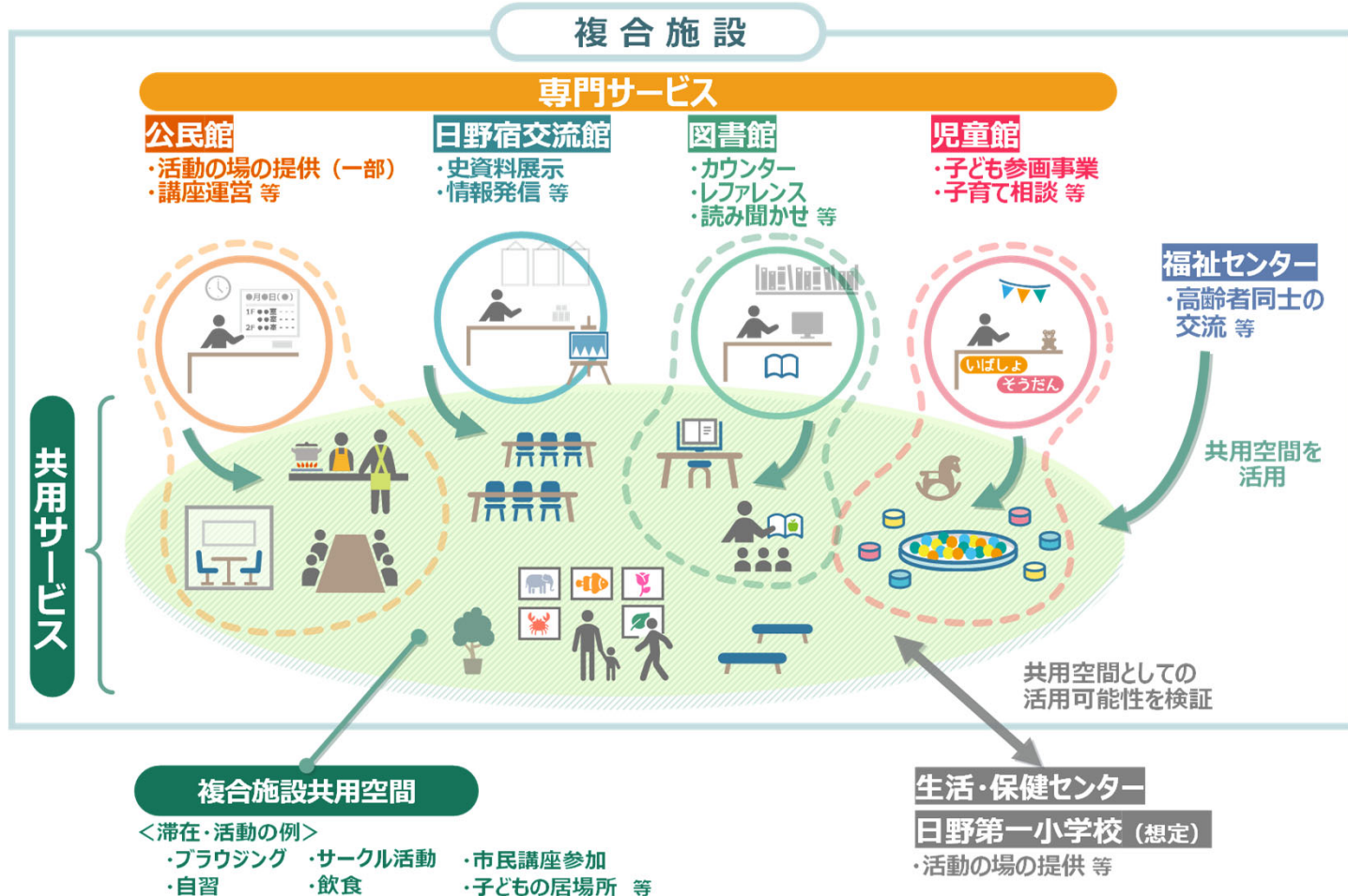
各対象施設が固有に提供するサービスで、サービスの提供にあたり施設の空間・機能を必要とする場合、**専用の機能・空間を確保するもの。**

共用サービス（貸館サービス+魅力向上サービス）

複合化された各施設で共通的に提供するサービスで、サービスを提供する施設の機能・空間は**各施設で共用化するもの。**

各施設が「専門サービス」の提供に特化してサービス水準を向上させるとともに、複合施設に「共用サービス」を提供する共通の空間である「複合施設共用空間」を設置し、滞在や活動の場を充実させます。

また、日野第一小学校や生活・保健センター等で、複合施設共用空間の機能を一部補完することとし、共用サービスを提供する場としての活用を検討します。



コンセプト：みんなの思い思いの活動がつながりを生み 未来をはぐくむしせつ

- 目的にあわせて自由に過ごせる空間の提供により、みんなにとって居心地の良い施設を目指します。
- これまで行われてきた活動の継続はもちろんのこと、再編事業を通じて複数の機能が集まり、混ざりあうことで、既存施設の枠に捉われない新たな使い方や、これまで交わることのなかった多様な方々の新たな交流が生まれるなど、相乗効果が発揮される施設を目指します。
- 障害の有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、だれもが同じものと同じように使える、時代の変化等によってニーズが変化しても、柔軟に適應できるなど、未来をはぐくむ新たな施設を目指します。

期待される効果

本事業によって期待される効果（主に、縮充の「充」の効果）について、以下にイメージ（一例）を示します。

共用スペースの使い方の多様化①

サークル活動の成果展示等が行われ、施設の区分けによらない多様な交流機会が生まれています



カフェ等の飲食機能の導入
滞在時の利便性が向上しています

施設の垣根を超えた事業の展開

キッズスペースでの読み聞かせや児童向けのイベント等のサービスが拡充しています



共用スペースの使い方の多様化②

ブラウジングや自習等、自由な使い方による多様な活動や交流の活性化につながっています



第5章 今後の予定

令和7年度（2025年度）には、「日野本町地区公共施設再編基本計画」を策定していきます。

その後、令和8年度（2026年度）以降の施設設計等、令和10年度（2028年度）以降の工事着工を目指し、本事業を着実に推進していきます。

令和6年度(2024年度)

令和7年度(2025年度)

令和8年度(2026年度)以降

令和10年度(2028年度)以降

基本構想策定

基本計画策定

施設設計等

工事着工

お問合せ

日野市 企画部 公共施設総合管理担当
〒191-8686 東京都日野市神明1丁目12番地の1 日野市役所4階
直通電話：042-514-8083 代表電話：042-585-1111
FAX：042-581-2516

